

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は、JSSA インターカレッジ運営委員会 (Intercollege Steering Committee) と称する。

### 第2条

本会は先端芸術音楽創作学会 (以下、JSSA) の1委員会である。

### 第3条 (本部)

本会は事務局を次のところに置く。

〒190-0012 東京都八王子市南大沢 1-1

東京都立大学学術情報基盤センター 安藤研究室内

## 第2章 目的および事業

### 第4条 (目的)

1. 本会は、コンピュータ音楽を研究/創作する大学、及び諸研究教育組織間の情報交換、交流を促進するためのインターカレッジ・ソニックアーツ・フェスティバル (以下、ICSAF) の実行を目的とする。
2. 本会は、目的を達成するために、ICSAF を主催実施する。

## 第3章 会員

### 第5条 (会員)

1. 本会には大学単位で参加するものとし、会員は参加する大学の教員とする。
2. 会員は、JSSA 研究会の発展に積極的に寄与するよう努めなければならない。

### 第6条 (入会)

入会を希望する大学は、入会申し込みをし、総会での承認を受けなければならない。

### 第7条 (休会)

休会を希望する大学は、休会届を運営委員長に提出し、総会の承認を得て認められるものとする。

### 第8条 (退会)

本会を退会する大学は、退会届を運営委員長に提出し、総会の承認を得て認められるものとする。

### 第9条 (除名)

会員が次の各項の一つに該当する場合、総会の議決を経て、運営委員長はこれを除名することができる。

1. 本会の名誉を著しく傷つけた場合。
2. 本会の目的を妨害する行為があった場合。
3. 会費を2年以上滞納した場合。

## 第4章 会費

### 第10条 (会費)

1. 本会に参加する大学の代表者1名は、ICSAF 実施のために、会費として納めなければならない。
2. 会費は、運営委員会が年度で徴収し、一旦納めた会費は返却しない。
3. 会費は年間20,000円とする。
4. 休会中の大学の会費は徴収しない。

## 第5章 役員

### 第11条 (役員)

本会には運営委員長1名、運営副委員長2名、ICSAF 実行委員長1名、会計1名、JSSA 連絡委員1名を置く。

なお、ICSAF 実行委員長と会計は兼任することができる。

### 第12条 (役員を選任)

役員は本会の総会で推薦され、総会の承認を受ける。

### 第13条 (役員任期)

運営委員長、運営副委員長、JSSA 連絡委員の任期は2年、ICSAF 実行委員長および会計の任期は1年とし、再任を妨げない。また役員はその任期終了後でも、後任者が就任するまでその職務を続行する。

### 第14条 (役員解任)

役員が次の各項の一つに該当する場合は、総会の3分の2以上の議決により、総会はこれを解任することができる。

1. 職務上の違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められる場合。
2. 健康上の理由のため、職務の遂行に耐えないと認められる場合。

#### 第15条（役員の職務）

1. 運営委員長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。
2. 運営副委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長に事故ある場合または欠けた場合は、その職務を代行する。
3. ICSAF 実行委員長は ICSAF 業務を統括する。

#### 第16条（会計監査）

本会には、会計監査1名を置く。会計監査役は、役員より会員の中から委嘱される。任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第6章 ICSAF

#### 第17条（権利）

1. 参加大学は ICSAF に参加することができる。
2. 参加大学は JSSA 研究会に参加することができる。

#### 第18条（開催校）

ICSAF の開催校は、各大学の持ち回りとし、各大学の代表は協力して必ずこれを開催するように努める。

#### 第19条（ICSAF 実行委員会）

1. ICSAF 実施のため、ICSAF 実行委員会を組織することができる。
2. ICSAF 実行委員長が必要と認めた場合、運営委員長の承認を得て、会員以外の者も ICSAF 実行委員会に加えることができる。
3. ICSAF 実行委員会の会員の任期は1年とする。再任は妨げない。

### 第7章 会議

#### 第20条（総会の招集）

1. 総会は、ICSAF が開催される際に行う。ただし、運営委員長が必要と認めた場合、または議決権を持つ会員総数の3分の1以上から委員会の開催を請求された場合、運営委員長はその請求のあった日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
2. 総会の議長は運営委員長とする。
3. 総会以外での発議、および議決は、随時メーリングリストで行うことができる。

#### 第21条（総会の出席者）

1. すべての会員が総会に出席することができる。
2. 運営委員会が必要と認めた場合は、会員外も出席することができる。

#### 第22条（議決権）

1. 参加大学から代表者1名が議決権を有する。
2. 議決権を有する者は、JSSA の会員資格を持たなければならない。
3. 議事は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を持つ者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決定による。

#### 第23条（定足数）

1. 総会は、委任状を含め、議決権を持つ者の3分の2以上の出席をもって成立する。
2. 議決権を持たない会員は定足数に含めない。

### 第8章 資産および会計

#### 第24条（資産の構成）

本会の資産は次の通りとする。

1. 会費による収入
2. 寄付による収入
3. 資産から生じる収入

#### 第25条（資産の管理）

本会の資産は運営委員会事務局が管理する。

#### 第26条（経費の支弁）

本会の事業遂行に要する経費は、資産の運用をもって支弁する。

#### 第27条（事業計画）

本会の事業計画、およびこれに伴う収支決算は、運営委員長が編成し、総会の議決を経てこれを決定し、会員に報告しなければならない。

#### 第28条（収支予算）

本会の収支決算書は会計者が作成し、会計監査を受けた後、総会の承認を受けて、会員に報告しなければならない。

#### 第29条（会計年度）

本会の会計年度は、本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第9章 規約

#### 第30条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会の議決によるものとする。

#### 付則

本規約は2014年7月1日より施行する。

本規約は2019年4月1日より施行する。

本規約は2024年4月1日より施行する。

本規約は2026年4月1日より施行する。